

機関名	大和村
任命権者	大和村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
大和村における障害者雇用に関する課題	大和村において、令和元年12月31日時点では法定雇用率が達成されているが、令和元年度中に退職予定者がいるため、次年度において未達成となることから、これまで同様に積極的な採用活動を行っていきたい。また、採用した障害者である職員の活躍のために更なる体制整備や各種取組を推進する
目 標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】 各年度における当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗状況管理
取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格要件を満たすことが可能な障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者の職員についての相談窓口については、保健福祉課の障害者担当者及び総務課の人事担当者が連携をとり相談窓口となり、必要に応じて所属長及び総務課長に報告することとする。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○採用又は部署移動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングをできているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 ○障害等により従来の業務遂行が困難となった等相談があった場合は労働局等関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者から要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○関係する法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。